

## 条件付一般競争入札に係る質問に対する回答表

件名                      旧鎌倉峡キャンプ場売払いに伴う条件付き一般競争入札

| 項 | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 本件土地が道路と接道していないことを理解したうえで、現状、本件土地と現在の入り口フェンスのある道路との間の地権者は、今後も引き続き本件土地から道路にでる為の導線として、利用を認めてくれている、又は、利用を認める契約書等は存在するのでしょうか。                                                                                                                                                     | 現状、当該地権者と本市の間で利用に関する協議を行っておらず、契約書等はありません。実施要領に記載のとおり、土地利用にあたっては、落札者の責任において、周辺地権者等を調査し、調整するなど、必要な対応を行ってください。                                                                        |
| 2 | 現状の道路からの入り口フェンスと本件土地までの導線として利用している土地の地権者に、導線としての利用を断られた場合は、本件土地から道路までの他の導線は 存在しているのでしょうか。                                                                                                                                                                                     | 道路から本件土地までの他の導線は確認していません。                                                                                                                                                          |
| 3 | 現状の道路からの入り口フェンスと本件土地までの導線として利用している土地の地権者に、導線としての利用を断られた場合は、現在の入り口となっているフェンスやフェンス内側の導線上に敷かれているコンクリート道の撤去、及び、原状回復を現状の道路からの入り口フェンスと本件土地までの導線として利用している土地の地権者に、指示された場合は2-3②の越境物として落札者が対応・処理しなければならないとの理解でしょうか。                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                        |
| 4 | 本件土地は、道路に接道していないうえに 、現状の道路からの入り口フェンスと本件 土地までの導線として利用している土地の地権者との間に、さらに、川幅約5～8 mほどの船坂川が流れていますが、どこにも橋が見当たりません。<br>以前、本件土地を利用したことがある者に話を聞くと、車輛や自転車が渡れる橋や、一度に複数人が渡れるような固定の橋は存在しておらず、人が一人渡れる程度の簡易的な移動可能な鉄製の板を利用していたと聞きましたが、元々から歩行者一人が渡れる程度の簡易的な渡り板のようなものを導線として本件土地の運営を行っていたのでしょうか。 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                        |
| 5 | 本件土地に車輛で進入する導線は無いのでしょうか。<br>仮に、本件土地に車で進入する導線は無く、橋の建設を検討しなければならない場合、建設は可能なのでしょうか。<br>また、またその際は、自費での建設となり、さらに対岸となる場所の地権者との調整も落札者で調整するのでしょうか。                                                                                                                                    | 本件土地に車輛で進入する導線はありません。<br>橋梁の建設可否については、河川管理者にお問い合わせください。<br>仮に橋梁を建設する場合は、落札者の費用にて行ってください。なお、本最低入札価格は、不動産鑑定評価において、船坂川の横断など接面条件による減価を査定した上での価格としています。<br>当該地権者との調整については、落札者にて行ってください。 |
| 6 | 本件土地の北側は川幅約 5～8 mの船坂川に囲われており、川を渡っての本件土地への出入りが出来ません。川以外の本件土地と隣接する他の地権者の土地を通らせてもらったとして川を渡る以外で道路にでる為の導線（少なくとも道と認識できる程度の道）は存在するのでしょうか。                                                                                                                                            | 他の導線については、回答2のとおりです。                                                                                                                                                               |

件名

旧鎌倉峡キャンプ場売払いに伴う条件付き一般競争入札

| 項 | 質問                                                                                                                                     | 回答                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 炊事場に大量の川砂が堆積しており、船坂川の増水により入り込んだ川砂のように見受けられますが、過去に一度も船坂川の水が氾濫して本件土地まで浸水したことはないのでしょうか。                                                   | 過去の浸水の履歴等は、確認していません。                                                      |
| 8 | 資料04-01建物配置図のキャンプファイヤー場を含め、平成21年4月以降約13年間利用が無い為、建物以外の土地には見えるかぎり、約4～5mの松でびっしりと埋まっていますが、これらのキャンプ運営時に存在していなかった松等植物の撤去も落札者の責任と費用となるのでしょうか。 | 本件は、全て現状有姿のまま引き渡します。土地利用にあたって残存物の撤去等が必要となる場合は、落札者の責任と費用にて対応してください。        |
| 9 | 平成21年4月以降約13年間の間に、資料04-01建物配置図にある便所・シャワー・ポンプの動作を確認したことはありますか。もしあれば、いつ頃でどのような状況だったのか教えていただけますでしょうか。                                     | 便所・シャワー・ポンプその他存置設備の動作確認はしていません。<br>なお、本件最低入札価格は、残存物の撤去費用相当額を考慮した価格としています。 |